

令和 8 年 2 月 1 日

宮城県知事

殿

※個人の方は住民票の住所を入力
法人の方は会社住所を入力

※確定申告書類の住所と異なる場合は
履歴事項全部証明書または住民票
抄本の写しを必ずご提出ください。

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 代表取締役宮城 太郎
法人番号 1234567890123

※法人の方のみ ※13桁

令和7年度において、宮城県中小企業等再起支援事業を下記により実施したことで、補助金交付規則第3条の規定により、宮城県中小企業等再起支援事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。

2 補助金申請額

金 280,000 円

【通常】
補助上限額 1,000,000円
下限額 100,000円
補助率 2/3
【賃上げ加算】
補助上限額 1,200,000円
下限額 100,000円
補助率 4/5

3 提出書類

- 事業計画書（様式第1号の2）
- 収支予算書（様式第1号の3）※別紙明細書を添付のこと
- 売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4の1）
又は、売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の2又は様式第1号の4の3）
※売上高、売上営業利益率の根拠となる資料を添付のこと。
- 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）
- 賃上げに関する誓約書（様式第1号の6（賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施していない者に限る））
- 賃上げに関する実績報告書（様式第1号の7（賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施している者に限る））
- 補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合、宣言の写し
- 賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）
- 県税の未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））
- 法人登記簿謄本（法人の場合（賃上げ加算の申請を行う事業者に限る））
- 申請書類チェック表
- その他知事が必要と認める書類

※日中連絡可能な電話番号をご入力ください
（申請内容について事務局から確認のお電話をさせて頂く場合があります）

4 連絡先

担当者	青葉 次郎	担当者カナ	アオバ ジロウ
電話番号	0220001111	FAX番号	0200011111
電子メールアドレス	miyagi@abcd.co.jp		

※事務局よりお電話にて確認させて頂く場合がございます。日中連絡が可能な電話番号をご入力ください。

1 事業計画

事業実施主体 (事業者名または屋号)	株式会社みやぎ					
事業実施場所 (事業所/店舗等の住所)	居酒屋せんだい 仙台市青葉区中央3丁目4-5					
現状の課題 (売上や利益率の減少が生じた原因を含めて記載)	●物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動で受けた影響を記入 物価高騰等の影響で商品の値上げを行ったことにより、集客数が減少。売上並びに利益の減少に繋がった。					
	●現状の課題を記入 現状の業務を見直し、生産性を上げ原材料コスト以外のコストを下げる取り組みが必要である。					
補助事業の目的	物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。					
事業内容 (申請する項目毎に、売上や利益率の回復につながる効果を含めて具体的な用途を記載)	☒ ①販路開拓 ☒ ②生産性向上 ☒ ③新商品・新役務の展開 ☐ ④売上原価の抑制 ☐ ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応 ☐ ⑥人材確保 ・新たな取組であるテイクアウト事業について、商品パッケージの開発および紹介する為のチラシを作成。配布を行う。 ・これまで折込チラシのみの告知であったが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う（3回） ・在庫管理を効率化する為の新たな業務システムの導入。					
	※売上や利益率の回復における必要性を含め、各申請物に沿って具体的な用途記入。また、広報費の場合、新たな取組のみ対象となります。新たな取組であることを明記してください。					
補助事業の実施により期待される効果と事業目標	【期待される効果】 ・テイクアウト事業の展開、紙面およびグルメサイトでの告知による新規顧客獲得。 ・業務システムの導入による在庫管理の効率化。					
	【事業目標】 来店客数：令和〇年同月比〇% 売上高：令和〇年同月比〇%					
補助事業の実施期間	開始予定日	令和	8	年		月
	完了予定日	令和	8	年		月

2 補助事業の実施スケジュール ※6月30日までに支払い/納品等を完了する必要があります。

実施年月日	具体的な実施内容
2026/2/1	チラシ作成
2026/2/1	商品パッケージ完成/テイクアウト事業の開始
2026/3/1	グルメ情報サイトへの広告掲載
2026/3/15	業務システムの設計・開発
2026/6/30	システム納品/すべての支払い完了

注) 国・県・市町村などが助成する他の補助金の対象となっている事業は、補助対象外となります。

収 支 予 算 書

【業種】

その他の業種（ 旅館業 ）

※業種には「飲食業」、「卸・小売業」、「製造業」、「土木・建築業」、「サービス業」、「その他の業種（業種名）」から主たる業種を記載願います。

【支出】

(単位：円)

経費区分 番号	経費区分	補助対象経費（A）
①	広報費	121,000
②	展示会等出展費	
③	開発費	100,000
④	機械装置等費	200,000
⑤	外注費	
計（A）		421,000

補助対象経費（A）：本補助金の対象となる経費の金額を記入してください。

※金額は、消費税抜きの金額を記入してください。

※別紙に、上記経費の明細を記入し、併せて提出してください。

【収入】

(単位：円)

☐ 賃上げ加算対象	【賃上げ加算対象】 補助上限額 1,200,000円 下限額 100,000円 補助率 4/5 ※千円未満切り捨て ※消費税抜き	
本補助金（B）	☐ 補助対象経費（A）×4/5が120万円以上 ※記入不要です	
	☐ 補助対象経費（A）×4/5が120万円未満 ※千円未満切り捨てで記入	336,000
自己資金（C）	補助対象経費（A）－本補助金（B）	85,000
計	本補助金（B）＋自己資金（C）	421,000

※ 本補助金（B）：補助対象経費（A）×☐ **【通常】** 記入

※ 本補助金（B）：千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

☒ 通常	【通常】 補助上限額 1,000,000円 下限額 100,000円 補助率 2/3 ※千円未満切り捨て ※消費税抜き	
本補助金（B）	☐ 補助対象経費（A）×2/3が100万円以上 ※記入不要です	
	☐ 補助対象経費（A）×2/3が100万円未満 ※千円未満切り捨てで記入	280,000
自己資金（C）	補助対象経費（A）－本補助金（B）	141,000
計	本補助金（B）＋自己資金（C）	421,000

※ 本補助金（B）：補助対象経費（A）×2/3の計算に基づき、どちらかに☒し記入

※ 本補助金（B）：千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(別紙)

明 細 書

経費区分番号：①広報費②展示会等出展費③開発費④機械装置等費⑤外注費

事業目的：①販路開拓②生産性向上③新商品・新役務④原価抑制 ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応

⑥人材確保

No.	費用	数量	単価	金額(円)	経費区分番号	事業目的	見積依頼業者
1	チラシ印刷費・配布	500	50	25,000	①広報費	①販路開拓	ミヤギコーポレーション
	必要性 や用途	新たな取組であるテイクアウト事業について、紹介する為のチラシを作成、配布を行う					
2	グルメサイトへの掲載	3	32,000	96,000	①広報費	①販路開拓	ミヤギデザイン
	必要性 や用途	これまでは紙媒体（折込チラシ）のみの告知を行っていたが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う					
3	在庫管理システム一式	1	200,000	200,000	④機械装置等費	④売上原価の抑制	N S R 株式会社
	必要性 や用途	材料や商品の在庫管理を効率化、廃棄を無くすことを目的とした業務システムを導入する					
4	テイクアウト用パッケージデザイン 費	2	50,000	100,000	③開発費	③新商品・役務の展開	ミヤギ企画
	必要性 や用途	新事業であるテイクアウト商品専用パッケージのデザイン開発					
5							
	必要性 や用途						
6							
	必要性 や用途						
7							
	必要性 や用途						
8							
	必要性 や用途						
9							
	必要性 や用途						
10							
	必要性 や用途						
11							
	必要性 や用途						
12							
	必要性 や用途						
13							
	必要性 や用途						

【注意事項】

【1】申請物毎に具体的な用途や再起を図るに於いての必要性が確認できない場合
対象となり得ません。
補助事業の手引き7～11ページを必ずご確認ください。

【2】広報費は「新たな取組」である点が確認できない場合は対象となりません。
新たな取組である点を記載してください。

【3】全ての申請物において、仕様や金額内訳が確認できる見積書やカタログ等の
添付書類が必要となります。
なお、「一式」等申請物の詳細が不明瞭な表記は認められない場合があります。

14							
	必要性 や用途						
15							
	必要性 や用途						
16							
	必要性 や用途						
17							
	必要性 や用途						
18							
	必要性 や用途						
19							
	必要性 や用途						
20							
	必要性 や用途						

※金額は消費税抜きの金額を記入してください。

令和8年 2 月 1 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり売上高が減少していることを報告します。

1 1か月間の売上高等実績

令和7年4月 分 (A) 650,000 円

(A)選択範囲
令和7年4月～令和8年2月

令和4年から令和6年までの間の同月の売上高実績

令和 5 年 4 月 分 (B) 1,000,000 円

※令和4年1月から令和6年12月までの売上が無い創業者や店舗・業容拡大等により令和4年1月から令和6年12月までの間の年同月と単純に比較できない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する3か月間の平均売上高のいずれかと比較することも可能です。

該当する場合は、☒の上、以下を記入。

☐ 任意の連続する3か月間の平均売上高

(B)選択範囲
令和4年年1月～令和6年12月
※(A)と同月比でなければなりません

令和 年 月 から 月の平均 (B) 円

(B)において任意の連続する3か月間の平均売上高を使用する場合は、創業したてであることの証明資料または業容変更/拡大の証明資料をご提出ください

減少率 ((B-A) / B) 35.0 %

2 売上高、営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き12ページ「(8) 売上高、営業利益率の根拠となる資料について」に
規程された添付書類一式

様式第1号の4の2【法人の場合】

営業利益率が減少していることの報告書

令和8年 年 2 月 1 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上高」及び「営業利益」の実績

(1) 直近決算期の「売上高」及び「営業利益」

直近決算期	令和	7	年	4	月期
売上高 (A)		25,000,000			円
営業利益 (B)		9,000,000			円

営業利益率
$$\frac{\text{営業利益 (B)}}{\text{売上高 (A)}} = \frac{\text{(C)} \quad 36 \%}{\text{(小数点以下切り上げ)}}$$

(2) 直近決算期の1期前の決算期の「売上高」及び「営業利益」

売上高 (D)	24,000,000	円
営業利益 (E)	9,200,000	円

営業利益率
$$\frac{\text{営業利益 (E)}}{\text{売上高 (D)}} = \frac{\text{(F)} \quad 39 \%}{\text{(小数点以下切り上げ)}}$$

※ (C) % < (F) % になっていれば要件に該当。
ただし、営業利益率が減少していない場合であっても、2期連続でマイナスであれば要件に該当するものとします。

(C) % < (F) % となり、要件に該当しているかご確認ください。

※申請日以前の直近決算期に係る法人税確定申告書の提出が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較するものとします。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「営業利益」(B)が前期の「営業利益」(E)より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください

2 売上高、営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き12ページ「(8) 売上高、営業利益率の根拠となる資料について」に
規程された添付書類一式

様式第 1 号の 4 の 3 【個人事業主の場合】
営業利益率が減少していることの報告書

令和8年 2 月 1 日

宮城県知事 殿

(申請者)	〒 9801234
住所	宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F
事業者名	株式会社みやぎ
代表者名	宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和 7 年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）の実績

(1) 令和 7 年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額（A）	25,000,000	円
差引金額（B）	9,000,000	円

営業利益率
$$\frac{\text{差引金額（B）}}{\text{（「売上高」－「売上原価」－「経費」）}} = \frac{\text{（C）}}{\text{売上金額（A）}} = 36\%$$
 (小数点以下切り上げ)

(2) 令和 6 年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額（D）	24,000,000	円
差引金額（E）	9,200,000	円

営業利益率
$$\frac{\text{差引金額（E）}}{\text{（「売上高」－「売上原価」－「経費」）}} = \frac{\text{（F）}}{\text{売上金額（D）}} = 39\%$$
 (小数点以下切り上げ)

※（C）%＜（F）%になっていれば要件に該当。
ただし、営業利益率が減少していない場合であっても、2 期連続でマイナスであれば要件に該当するものとします。

（C）%＜（F）%となり、要件に該当しているかご確認ください。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「差引金額」（B）が前期の「差引金額」（E）より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください

2 売上高、営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き 1 2 ページ「（8）売上高、営業利益率の根拠となる資料について」に規定された添付書類一式

令和8年

2

月

1

日

宮城県知事

殿

(申請者) 〒 9801234

住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F

事業者名 株式会社みやぎ

フリガナ ミヤギ タロウ

代表者名 宮城 太郎

生年月日 西暦 1950年1月2日

生年月日は
西暦でご記載ください

✓が無い場合申請できません

暴力団排除に関する誓約書

☒ 当社（私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人又は法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和8年 2 月 1 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234

住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

賃上げに関する誓約書

☒ 当社（私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、申請日から補助事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2025年9月時点と比較して3.5%以上引き上げる要件を満たすことについて誓約します。

(留)

賃上げ加算の補助額・補助率で申請する方で
賃上げ予定の方はご提出ください。

申請日から補助事業完了日までに従業員の平均賃金
を3.5%以上引き上げる必要があります。

詳しくは手引きのP3～4をご確認ください。

従業員で、労働基準法第20条の「解雇の予告を必
業主、専従者、日雇いの者、試用期間の者等は含

労働基準法施行規則第55条の様式第20号に規定され
当及び所定外賃金等を除く)の合計額とし、所定時
せん。

3 平均賃金は、次の算定方法で時給換算した従業員毎の金額の合計を当該従業員数で除して算出
(円未満切り捨て)します。

- ① 賃金が月給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補
助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日に支払われた賃金を160時間/月で除して時給換
算した金額
- ② 賃金が日給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補
助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における日給の額を8時間/日で除して時給換
算した金額
- ③ 賃金が時給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補
助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における時給の額

4 月給の賃金計算期間中に、次に掲げる期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、当
該期 間及び賃金から控除します(1ヵ月の労働日数を20日、1日の労働時間を8時間とする)。

- ① 負傷・疾病の療養のための休業期間
- ② 産前産後の女性の休業期間(労働基準法外第65条)
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
- ④ 育児休業、介護休業(育児・介護休業法)
- ⑤ 試用期間

5 次のいずれかに該当する場合は、賃上げ加算の要件を満たさないものとなります。

- ① 2025年9月の平均賃金の算定対象となる従業員がいない場合
- ② 事業実施期間中に従業員の平均賃金を2025年9月の平均賃金と比較して3.5%以上引上げてい
ない場合
- ③ 賃金台帳の提出がない等(当該従業員の離職を含む)、賃上げの状況を確認できない場合

6 賃上げの要件を満たさない場合、補助事業者は計画変更承認申請書(様式第3号)により、通常の
補助金の上限及び補助率によって算出した補助金額への変更を事務局に申請し承認を受けなけれ
ばなりません。承認のない **2025年9月の賃金台帳をご提出ください。** あります。

(添付書類)

- 1 2025年9月の賃金台帳の写し

賃上げに関する実績報告書

令和8年 2 月 1 日

賃上げ加算の補助額・補助率で申請する方で
賃上げ実施済みの方はご提出ください。

詳しくは手引きのP3～4をご確認ください。

〒 9801234

宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 青葉ビル2F

事業者名

株式会社みやぎ

代表者名

宮城 太郎

当社（私）は、従業員の平均賃金を2025年9月時点と比較して3.5%以上引き上げま
したので報告します。

賃上げ実施月をご入力ください

No.	(A)氏名	賃上げ前							賃上げ後						
		(B)賃金支給月		2025年9月					(B)賃金支給月		年 月				
		(C) 賃金等	(D) 控除額	(E) 差引賃金等	(F) 除数	(G) 除数から 引く期間	(H) 差引除数	(I) 時給換算額	(C) 賃金等	(D) 控除額	(E) 差引賃金等	(F) 除数	(G) 除数から 引く期間	(H) 差引除数	(I) 時給換算額
1	青葉 花子	200,000		200,000	160		160	1,250.0	210,000		210,000	160		160	1,312.5
2	青葉 一郎	250,000	10	249,990	160	10	150	1,666.6	255,000	10,000	245,000	160	10	150	1,633.3
3	青葉 次郎	80,000		80,000	8		8	10,000.0	85,000		85,000	8		8	10,625.0
4	青葉 町子	10,000		10,000	1		1	10,000.0	12,000		12,000	1		1	12,000.0
5															
6															
7															
8															
9															
10															
人数 (計)	4						(J)平均賃金	5729.15						(J)平均賃金	6392.70
														(K)引き上げ率	11.581%

留意事項の内容に沿って、2025年9月および賃
上げ実施月の賃金台帳内容をご入力ください

引き上げ率が3.5%以上になっているか
ご確認ください。

(留意事項)

(A)氏名 賃上げ前（2025年9月）から賃上げ後までの期間を通して在籍する従業員全員について記入すること
（欄が不足する場合は本様式の補足ページを使用す
なお、「人数（計）」欄に人数合計を記入すること
※当該期間を通して在籍する従業員がない場合は、

- (B)賃金支給月 「賃上げ後」は賃上げ実施後の賃金支給月
- (C)賃金等 月給の場合 基本賃金及び手当（通勤手当、所定外賃金を除く）の合計金額
日給の場合 日給の額
時給の場合、時給の額
- (D)控除額 月給の場合のみ、次の休業期間に支給された賃金
①療養による休業期間
②女性の産前産後の休業期間（労働基準法）
③使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
④育児休業、介護休業（育児・介護休業法）
⑤試用期間
- (E)差引賃金等 (E) = (C) - (D)
- (F)除数 月給の場合 160（1ヵ月の勤務日を20日、1日の労働時間を8時間とみなします）
日給の場合 8（1日の労働時間を8時間とみなします）
時給の場合 1
- (G)除数から引く期間 (D)の賃金の支給期間（日数）×8（時間）で計算した数（月給の場合のみ）
- (H)差引除数 (H) = (F) - (G)
- (I)時給換算額 (I) = (E) ÷ (H) … 小数点第2位を四捨五入
- (J)平均賃金 (J) = (I)の合計 ÷ 人数（計） … 小数点第3位を四捨五入
- (K)引き上げ率 (賃上げ後の(J) - 賃上げ前の(J)) ÷ 賃上げ前の(J) × 100(%) … 小数点第4位を切り捨て

(添付書類)

1 2025年9月及び賃上げ実施後の賃金台帳の写し

⑥今後、従業員等（アルバイト、事業専従者含む）を雇用する機会があれば、宮城県の最低賃金を超える賃金水準での雇用についても検討しますか。（質問は以上です。）

☒ （１）検討する

☐ （２）検討する予定はない（理由：）

口座振込依頼書

下記の指定口座への振込を依頼します。

申請者本人名義の振込口座 ※記入は「ゆうちょ銀行」またはそれ以外の「金融機関」のどちらかのみ			
ゆうちょ銀行 ↑ どちらか一方に記入してください ↓ 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	記号		番号 (右詰めで記入してください)
	123456		12345678
	口座名義人 (カナ表記)		
	ミヤギタロウ		
	金融機関コード (数字4桁)		金融機関名
	1234		仙台銀行
	支店コード (数字3桁)		支店名
	123		仙台支店
	口座種別		口座番号
	普通		1111111
口座名義人 (カナ表記)			
カ. ニツセンライフサービス			

「口座名義人欄」の記入方法について

- カタカナで記入してください。
- 濁点・半濁点は1文字として扱います。
- 口座名義が枠内 (30文字) を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入してください。

「口座名義人 (カナ表記)」の記入上の注意 (通帳表紙の裏に記載されているカタカナを記入してください。)

- 小文字は大文字に直して記入してください。
- スペース (空白) ・音引を正しく記入してください。
- 濁点・半濁点は1文字として記入してください。

通帳コピーを貼り付けてください。

銀行コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義が記載されているか、必ずご確認ください。

※インターネット口座等で通帳がない場合も、WEB画面のプリントアウト等、必ず貼付してください。

※必要情報がはっきりと確認できない場合は、お振り込みができない場合があります。

宮城県中小企業等再起支援事業申請書類チェック表

(各項目のチェックを行い、申請書類と一緒にご提出ください。)

- ☒ ←申請者は以下について確認し、了承の上、本補助金に申請します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)
- 本補助金はこの「実施の手引き」等に基づき、「予算の範囲内」で募集するため、結果的に申請された事業計画とおり採択することができない場合があります。その結果、万が一、申請者等に損失や不利益等が発生した場合でも、補助金事務局で補償等を行うことはできませんので、その旨ご理解・ご了承の上、事業の実施や申請等についてご判断していただきますようお願いします。

- ☒ ←申請者は以下のいずれかに該当します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 県内に本店県内に本店（個人事業主の場合は住所）を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）
(2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件（※）を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）
※特定非営利活動法人が対象となる場合の要件
① 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）に係る取組を行っていること。
② 中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下（100人以下）の法人であること。
③ 認定特定非営利活動法人でないこと

- ☒ ←申請者は以下のいずれにも該当しません。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
(2) 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、農業組合法人、任意団体、創業予定者
(3) みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
(5) 県税に未納がある者

- ☒ ←申請する事業は、国、県、市町村その他団体の他の補助金（例：持続化補助金、ものづくり補助金）を受けて実施する事業ではない。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

申請書類送付前に、書類の有無を以下のチェックリストでご確認の上、必ず☑を入れてください。

No.	申請書類の区分	提出書類
1	補助金交付申請書（様式第1号）	☐
2	事業計画書（様式第1号の2）	☐
3	収支予算書（様式第1号の3）	☐
4	明細書（別紙）	☐
5(※)	①売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4の1） ②売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の2【法人の場合】） ③売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の3【個人事業主の場合】）	☐
6	売上高、営業利益率の根拠となる資料 （確定申告書控えなどが必要となります。詳しくは手引きの12ページをご参照ください。）	☐
7	暴力団排除及び県税納付に関する誓約書（様式第1号の5）	☐
8	賃上げに関する誓約書（様式第1号の6【賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施していない者に限る】）	☐
9	賃上げに関する実績報告書（様式第1号の7【賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施している者に限る】）	☐
10	補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し	☐
11(※)	「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合は、宣言の写し （対象者のみ。詳しくは手引きの2ページをご参照ください。）	☐
12	賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）	☐
13	県税に未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））	☐
14	法人登記簿謄本（法人の場合（賃上げ加算の申請を行う場合のみ））	☐
15	口座振込依頼書	☐
16	申請書類チェック表（本紙）	☐

※No. 5：①～③のいずれかを提出ください。

※No. 11：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/>